

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月6日
【事業年度】	第10期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
【会社名】	株式会社Casa
【英訳名】	Casa Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮地 正剛
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03 - 5339 - 1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 鹿島 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03 - 5339 - 1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 鹿島 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年4月28日に提出いたしました第10期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

b. 財政状態の分析

(負債の部)

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

連結キャッシュ・フロー計算書

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(収益認識関係)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識関係)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	-	9,436,155	10,226,855	10,340,983	10,286,065
経常利益 (千円)	-	1,577,200	1,090,065	1,145,809	895,186
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	927,258	611,066	647,479	254,738
包括利益 (千円)	-	913,168	593,138	646,013	225,836
純資産額 (千円)	-	6,610,167	6,811,730	6,983,753	6,842,111
総資産額 (千円)	-	12,671,286	13,416,799	12,906,892	13,225,345
1株当たり純資産額 (円)	-	647.70	671.82	694.66	683.61
1株当たり当期純利益 (円)	-	90.49	60.36	64.90	25.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	84.82	56.86	61.63	24.57
自己資本比率 (%)	-	52.1	50.8	54.1	51.7
自己資本利益率 (%)	-	14.4	9.1	9.4	3.7
株価収益率 (倍)	-	17.0	15.9	12.8	32.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,193,992	1,077,163	728,763	1,165,250
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	311,931	445,099	1,009,728	300,710
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	597,997	444,481	480,392	391,386
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	2,989,948	3,177,530	2,416,174	2,889,327
従業員数 (人)	-	294	305	304	295
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(68)	(75)	(70)	(70)

(注) 1. 第7期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	8,609,397	9,436,142	10,224,641	10,334,977	10,278,465
経常利益 (千円)	1,391,015	1,586,299	1,094,912	1,175,881	965,426
当期純利益 (千円)	840,402	936,462	616,093	677,807	243,963
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,549,280	1,561,280	1,567,053	1,582,142	1,595,188
発行済株式総数 (株)	10,976,000	11,072,000	11,082,700	11,202,700	11,300,100
純資産額 (千円)	6,278,392	6,619,371	6,825,961	7,028,312	6,875,895
総資産額 (千円)	11,675,670	12,679,368	13,430,850	12,891,566	13,257,713
1株当たり純資産額 (円)	604.22	648.60	673.22	699.09	686.99
1株当たり配当額 (円)	26.00	28.00	30.00	30.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	78.25	91.39	60.86	67.94	24.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	72.90	85.66	57.33	64.51	23.53
自己資本比率 (%)	53.8	52.2	50.8	54.5	51.8
自己資本利益率 (%)	13.3	14.4	9.2	9.8	3.5
株価収益率 (倍)	14.3	16.8	15.8	12.2	33.6
配当性向 (%)	33.2	30.6	49.3	44.2	122.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,689,021	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,610	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,532,240	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,705,884	-	-	-	-
従業員数 (人)	301	294	305	302	285
(外、平均臨時雇用者数)	(68)	(68)	(75)	(70)	(70)
株主総利回り (%)	100.8	139.6	91.8	82.8	85.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(87.2)	(96.1)	(105.7)	(113.2)	(121.1)
最高株価 (円)	2,640	1,660	1,650	1,076	913
	1,364				
最低株価 (円)	1,735	975	829	800	733
	976				

- (注) 1. 第6期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第6期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 第6期の1株当たり配当額には、東証一部指定記念配当2円25銭を含んでおります。

- 4 . 第7期より連結財務諸表を作成しているため、第7期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 5 . 最高株価及び最低株価は、2018年10月30日までは東京証券取引所市場第二部におけるもの、2018年10月31日から2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部におけるもの、2022年4月4日からは東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 6 . 印は、株式分割(2018年8月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
- 7 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2008年10月に東京都新宿区百人町に家賃債務保証事業を目的に設立したレントゴー保証株式会社に始まり
ます。

以下の沿革につきましては、当社の事業を2014年2月以前まで営んでおりました旧株式会社Casa及び当社（存続会
社）について記載しております。

当社（存続会社）の沿革

年 月	概 要
2013年8月	シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社（資本金25千円）として、東京都千代田区丸の内に設立
2013年9月	旧株式会社Casaの全株式を取得
2014年2月	当社を存続会社として旧株式会社Casaを吸収合併し、同時に商号を「株式会社Casa」に変更
2015年6月	家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」の提供を開始
2016年4月	賃貸人（家主）に家賃を直接送金する「家主ダイレクト」の提供を開始
2017年5月	「入居者カフェ」「大家カフェ」をリリース
2017年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2018年10月	東京証券取引所市場第一部指定
2018年12月	JBRグループのジャパン少額短期保険株式会社と業務提携
2019年6月	株式会社COMPASS（連結子会社）を設立
2019年11月	入居者の無保険状態を補完する「家財保険料保証サービス」の提供を開始
2020年9月	養育費保証サービス「養育費保証プラス」をリリース
2021年9月	Along with株式会社の株式を取得し子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年9月	Along with株式会社を吸収合併
2022年9月	株式会社GoldKey Co.,Ltdと資本業務提携

旧株式会社Casaの沿革

年 月	概 要
2008年10月	レントゴー保証株式会社（資本金50千円）として、東京都新宿区百人町に設立
2008年12月	本社を東京都新宿区西新宿に移転
2009年2月	株式会社HDAの株式を取得し子会社化
2009年2月	日本保証システム株式会社の株式を取得し子会社化
2009年10月	株式会社ティーシップの株式を取得し子会社化
2010年12月	商号をレントゴー保証株式会社から「株式会社Casa」に変更
2012年1月	日本保証システム株式会社を吸収合併
2012年7月	株式会社ティーシップを吸収合併
2012年10月	プライバシーマーク取得
2012年11月	株式会社HDAを吸収合併
2014年1月	リコーリース株式会社と業務提携
2014年2月	吸収合併により消滅

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されており、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、家賃債務保証事業を軸として事業展開を行っております。

(家賃債務保証事業)

家主と入居者の賃貸借契約締結に際して、入居者と保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで家主の賃料等の未収リスクが解消されるサービスを提供しております。入居者から契約締結時に受け取る初回保証料と契約締結の1年後より毎年受領する年間保証料の2つの収益を柱とするストック型のビジネスモデルとなります。

保証引受の審査は、独自のデータベースを活用した与信管理体制を構築しております。また、滞納が生じた場合には、家主又は不動産会社へ代位弁済をし、入居者に対し代位弁済の求償を行います。

なお、家賃支払いや生活に不安をお持ちのお客様に対しては、支払い方法の相談窓口の設置及び行政のセーフティネットの案内や就労支援の提案等を行うことで滞納リスクを最小限に留めるよう努めております。

不動産賃貸市場は、少子高齢化、晩婚化等の社会情勢の変化により、単身世帯が増加傾向にある一方、賃貸不動産の供給量増加に伴い、空室率の上昇が問題となっております。また、核家族化による関係性の希薄により、連帯保証人の確保が困難な状況も生じております。このような背景に加え、2020年4月施行の民法改正の影響も伴い、家賃債務保証サービスに対する需要が高まっております。



(その他の事業)

不動産賃貸市場は、新築の供給が年々減少し、築古物件の割合が増加しております。そのため、築20年以上の物件においては、空室の増加や物件価値の下落等、深刻な問題に直面しております。特に、不動産業界は、情報の非対称性が存在しており、多くの家主が不動産賃貸経営に不安を抱えております。

こうした問題を背景に、客付けから家賃の管理、退去までの賃貸経営全般に必要な業務をITの活用によりワンストップで提供するサービスの開発を進めております。

また、2020年9月に「こどもの未来」を守るインフラとなることを目的として養育費保証プラスをリリースいたしました。養育費保証のみならず、お部屋探しや仕事探し、暮らしの相談といったひとり親の自立のサポートに取り組んでおります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社COMPASS	東京都新宿区	30,000	不動産経営プラットフォームの提供	100.0	管理業務受託事務所の賃貸

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(人)
295 (70)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員及び休職者を含んでおりません。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
285 (70)	44.1	9.8	5,536

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者、執行役員及び休職者を含んでおりません。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、2014年2月1日に当社との合併により消滅した旧株Casaにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおりますが、臨時雇用者を含んでおりません。
5. 当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念に基づき、賃貸不動産市場における新しい価値創造を目指しております。お客様のご期待を常に上回るサービスを提供し、家賃債務保証を含めた新しいサービスを展開してまいります。

(2) 経営環境、経営戦略及び優先的に対処すべき課題

管理会社市場の拡大

当社グループの既存マーケットである管理会社市場においては、単身世帯の増加等の影響により、家賃債務保証サービスに対する需要の高まりが継続しております。

当社は、営業人員の確保や新規出店の強化によってカバーエリアを拡大し、代理店ごとのニーズに合わせた付加価値サービスの提供により差別化を図ることで、代理店数、新規契約件数及び保有契約件数の増加を目指しております。

大規模な管理会社に対しては、手数料競争の激化を受け、信用情報の活用により未回収リスクを抑制し内部コストを削減することで、手数料率の高い保証商品の提供を行っております。

小規模な管理会社に対しては、契約管理システムの提供や他社管理ソフトとの申込連動による業務効率改善の提案を行っております。

これらの施策により、当社は管理会社市場においてより強固な地位を築くことを目指しております。

自主管理市場の開拓

不動産賃貸市場において売上を拡大するためには、管理会社市場だけでなく、自主管理市場へも進出することが必要です。

賃貸経営に課題を抱える大家の方々に対して、当社グループは自主管理を効率的に運営するためのテクノロジーサービスを提供し、入居者募集から家賃管理、入居者トラブル対応、退去時手続きまでをサポートします。これにより、賃貸物件の収益最大化に貢献することで、自主管理市場におけるシェア拡大を目指します。

事業領域の拡大

当社グループが安定的な成長を維持するためには、家賃債務保証事業に加えて新たな収益基盤を構築する必要があります。既存事業領域の拡大やシナジー効果を生むM&A、ビッグデータを活用したデータビジネスなど、新規事業の立ち上げに積極的に取り組んでまいります。

また、2023年4月に「こども家庭庁」が設立され、こどもの貧困対策やひとり親家庭の支援に向けた環境整備が進んでいる中、当社グループでは養育費保証事業の認知度向上に取り組んでおります。

人材の確保と育成

当社グループが上記の課題に対処するためには、営業力の強化が必要不可欠です。営業職を中心に採用を強化するとともに、既存社員の教育・研修制度の充実や、柔軟な配置転換を行うことで、必要な人材を確保・育成し、組織の市場競争力の向上を目指します。

また、営業部門のノウハウの共有や営業プロセスの改善を行うことで、営業戦略の策定と実行においても一層の高度化を図ります。

システム開発の推進

当社グループは、入居者や代理店、家主をつなぐプラットフォームや、管理会社及び自主管理オーナーへ提供するサービスシステムの開発により、商品力の強化を行い、顧客満足度向上に取り組んでおります。

また、基幹システムの刷新による業務の効率化、AIを活用した与信審査による滞納発生率及び貸倒引当金の抑制に伴う内部コストの圧縮、セキュリティ対策やシステムの安定稼働の構築にも注力してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループがステークホルダーからの信頼を確保し、安定した経営基盤を構築するためには、コーポレート・ガバナンスをさらに強化する必要があります。

経営陣や従業員に対する研修等を通じた内部統制の強化や法令遵守の徹底を図るとともに、経営に関わる意思決定の透明性・公正性を確保した体制を構築いたします。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後親会社株主に帰属する当期純利益を重要な財務指標として位置づけております。調整後親会社株主に帰属する当期純利益の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
経常利益	1,391,015	1,577,200	1,090,065	1,145,809	895,186
+ のれん償却額	261,900	261,900	261,900	268,434	274,967
調整後経常利益(注)1	1,652,916	1,839,101	1,351,966	1,414,243	1,170,153
当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益	840,402	927,258	611,066	647,479	254,738
+ のれん償却額	261,900	261,900	261,900	268,434	274,967
調整後当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益(注)2	1,102,303	1,189,159	872,967	915,913	529,705

(注) 1. 調整後経常利益 = 経常利益 + のれん償却額

2. 調整後当期純利益 = 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益 + のれん償却額

3. 第7期より連結財務諸表を作成しております。第6期は個別財務諸表に基づく数値を、第7期以降は連結財務諸表に基づく数値を記載しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 景気、賃貸市場の動向等の外部環境による影響

当社は「家賃債務保証事業」を行っているため、家賃の動向、住宅の建設動向、不動産に係る法律・税制の改正及び人口減少等を背景とした賃貸市場の縮小が生じることにより、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 各種法規制及び制度等の変更に伴うリスク

家賃債務保証事業については、直接的に規制する法令等は存在していませんが、2017年10月より国土交通省により任意の家賃債務保証業者登録制度が発足されております。今後、この登録制度が条件化され、または、新たな法的規制の導入や現行の法的規制の改正が行われた場合並びに不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社グループの事業展開や当社グループの業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) レピュテーションリスク

当社グループは、「人々の健全な住環境の維持」を企業理念としており、入居者の生活環境や収入状況の変化がおきた場合には、約定通りの支払いができるように支払い方法や収入に応じた分割返済の相談にも対応しております。

しかしながら、当社グループや家賃債務保証業界に対して、コンプライアンス遵守を懸念する否定的な内容の報道や風評が生じた場合、それが正確な事実であるか否かにかかわらず、当社グループのレピュテーションに影響を及ぼし、事業活動に支障が生じることによって、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 自然災害等について

大規模な自然災害によるリスク

当社は全国的に事業を展開しておりますが、主要な営業拠点及びオペレーション部門等の本社機能を東京都に有しており、また、家賃債務保証サービスの対象となる賃貸物件は首都圏が多い状況となっております。このため、東京都を中心とする首都圏において地震その他の大規模災害が発生した場合は、オペレーション業務の停止、システムトラブル等の本社機能に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、入居者の経済状況に影響を及ぼすことで、家賃の滞納や貸倒れが増加するおそれが高まり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 信用リスク

代位弁済について

当社は、保証委託契約を締結した借借人の家賃の滞納が発生した際に貸借人に対して代位弁済を行います。代位弁済額を抑制するため、蓄積してきた借借人の属性、家賃支払状況等に係る顧客データベースを活用した属性分析による独自の与信管理体制を構築し、滞納発生を抑えるようにコントロールしております。

しかしながら、国内外の経済環境や雇用環境等が著しく悪化し借借人の家賃支払いに影響した場合、代位弁済が増加することにより、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

貸倒引当金について

当社は、求償債権、売掛金に対し貸倒引当金を計上しております。求償債権及び売掛金に係る貸倒引当金については貸倒実績率に基づき回収不能見込額を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金額を大幅に上回り、貸倒引当金以上の損失が計上される場合及び貸倒引当金の計上基準を見直す必要が生じた場合は、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) のれんに関するリスク

当連結会計年度末(2023年1月31日)における、当社グループの総資産額は13,225,345千円であり、そのうち、旧株Casaを吸収合併したことにより発生したのれんが2,793,610千円を占めており、また、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。当該無形固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムリスク

当社グループは業務をシステム化しており、システムの安定運用に依拠して審査、保証契約等の管理、債権管理、その他各種運用及びお客様の個人情報の記録・保存・管理等を行っております。コンピュータ及びネットワーク機器・回線障害または誤作動、システムプログラムの障害等により、正常な業務運営が妨げられないように、バックアッププランを含めた緊急時の体制を整えております。また、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合及び外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、当社グループの事業活動に支障が生じることによって、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩に関するリスク

当社グループは、個人情報を含む数多くのお客様情報を保有しております。当社グループは個人情報管理システム構築の為、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報漏洩の発生を防ぐために、個人情報保護関連の規程・細則を整備し、従業員に対する教育によりお客様情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、万が一、個人情報の紛失・漏洩・不正利用及び外部からの不正アクセス等により重大な情報漏洩等が発生した場合、当社グループの事業活動に支障が生じることによって、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9) 事務リスク

当社は、不正確な事務処理あるいは事故及び不正等によるオペレーション品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底し、また、各業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築に努めております。

しかしながら、事務手続き上の故意または重過失により、事業活動に支障が生じることによって、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(10) 投資リスク

当社グループは、競争力強化および事業拡大のための投資活動として株式を保有しております。これら投資先の事業の展開が計画どおりに進まず、実質価額が著しく下落し、かつ、回復可能性が認められないと判断した場合には、評価損の計上が必要となるため、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす場合があります。

(11) 代理店との関係

当社は、主に代理店を通じて家賃債務保証事業を展開しております。代理店である不動産管理会社等の紹介を通じて入居者と締結した契約に基づく売上を計上しているため、不動産管理会社等からの新規賃借人の紹介が何らかの事情で減少した場合、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(12) 新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存リスク

当社グループ事業開始以来の事業推進者である代表取締役社長宮地正剛は、当社グループ事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社グループの事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは過度に同氏に依存しないよう、経営幹部の育成及び権限委譲による体制を構築し、経営組織の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び執行役員に対して新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は1,661,000株であり、潜在株式を含む株式総数12,961,100株に対し、12.8%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株式は、将来、当社グループの株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社グループ株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動に回復の兆しが見え始めました。一方、昨年より世界的な原材料価格の高騰や急激な円安を背景に、電力やガスなどの価格の高騰が物価全体を押し上げる状況が続いております。

当社グループの関連する市場である賃貸不動産市場におきましては、景気の回復に連動して、賃貸物件への転居需要が増加傾向にあり、高齢者世帯や単身世帯の増加に伴い家賃債務保証サービスに対する需要の高まりは継続しております。具体的には、持家の新設住宅着工件数が前年度比（2022年2月～2023年1月）11.5%減少する一方、貸家の着工件数は前年度比（2022年2月～2023年1月）6.6%増加していることから、このような傾向が確認されております。

このような事業環境を背景に、当社グループにおいては「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと顧客の状況に応じたサポートに努めました。

新規契約件数は、前年同期比10.0%増の117,182件となりました。そのうち、大手・中規模管理会社向け保証サービス「ダイレクトS」の新規契約件数は前年同期比306.5%増の8,423件、主に小規模管理会社を対象とした保証サービス「家主ダイレクト」の新規契約件数は前年同期比22.3%増の39,689件となりました。また、事業用物件向けの保証サービスは、保証内容を拡充して販売に注力した結果、新規契約件数は前年同期比11.6%増の7,421件となりました。保有契約件数は前連結会計年度末に比べて20,277件増加し、既存契約からの継続保証料は前年同期を上回りました。しかしながら、売上高を期間按分しているため減収となっております。

求償債権残高は、保証引受審査及び債権管理体制の強化を進めた結果、家賃の滞納発生率は想定内で推移しており、回収率の改善が図られたため、適切な水準が保たれており、保証残高に占める割合は縮小いたしました。

自主管理家主に対しては、賃貸経営支援ツール「Owner WEB」のプロモーション活動などを行い、利用する家主数は前年同期比47.2%増の5,776人となりました。

養育費保証事業においては、各自治体に対し養育費の未払い防止に向けた取り組みの提案を行っており、2023年2月時点で216自治体が養育費保証の利用者に対し、何等かの補助制度を導入しております。さらに、2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、こども政策の強化も進められる予定です。今後も引き続き、自治体へのアプローチやメディアの活用、セミナーの実施による認知拡大に努めて参ります。

また、特別損失として投資有価証券評価損及びAlong with株式会社にかかるのれん等の減損損失を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,286,065千円（前年同期比0.5%減）、営業利益は785,606千円（前年同期比24.3%減）、経常利益は895,186千円（前年同期比21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は254,738千円（前年同期比60.7%減）となりました。

なお、のれん償却額274,967千円を販売費及び一般管理費に計上しております。

当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ473,153千円増加し、2,889,327千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,165,250千円の収入（前年同期は728,763千円の収入）となりました。これは主に、未収入金の増加額114,338千円、法人税等の支払額293,063千円等の減少要因があった一方で、税金等調整前当期純利益596,381千円、減損損失125,542千円、のれん償却額274,967千円、投資有価証券評価損173,318千円、前受金の増加額284,642千円等の増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、300,710千円の支出（前年同期は1,009,728千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出201,150千円、投資有価証券の取得による支出90,700千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、391,386千円の支出(前年同期は480,392千円の支出)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出100,218千円、配当金の支払額301,112千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、売上科目別に記載しております。

売上科目	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)	前年同期比(%)
初回保証料(千円)	4,996,338	94.4
継続保証料(千円)	5,237,749	104.8
その他売上(千円)	51,977	99.0
合計(千円)	10,286,065	99.5

(注) 1. その他売上は、主に業務受託売上であります。

2. 最近2連結会計年度の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高及び収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績や現在の状況並びに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りを採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。また、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、新規代理店の獲得、商品内容のカスタマイズ、そして管理会社の業務負荷を減らす付加価値サービスの提供により、10,286,065千円(前年同期比0.5%減)となりました。

(売上原価及び売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、4,439,413千円(前年同期比2.4%増)となりました。これは主に貸倒引当金繰入額が110,291千円減少した一方で、支払手数料が231,603千円増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は、5,846,652千円(前年同期比2.7%減)となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、5,061,045千円(前年同期比1.8%増)となりました。これは主に賞与引当金繰入額が46,608千円減少した一方で、業務委託費が81,971千円増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、785,606千円(前年同期比24.3%減)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、償却債権取立益が17,369千円増加し、120,269千円となりました。また、営業外費用は、株式報酬費用消滅損7,512千円が発生し、10,689千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、895,186千円(前年同期比21.9%減)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、596,381千円(前年同期比46.5%減)となり、法人税等合計341,643千円を計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、254,738千円(前年同期比60.7%減)となりました。

b. 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ318,452千円増加の13,225,345千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ726,883千円増加の6,335,366千円となりました。これは主に、現金及び預金が473,153千円、未収入金が113,338千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ408,430千円減少の6,889,978千円となりました。これは主に、無形固定資産のソフトウェア仮勘定が156,029千円増加した一方で、無形固定資産ののれんが386,032千円、投資その他の資産の投資有価証券が111,520千円減少したことによるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ460,094千円増加の6,383,233千円となりました。これは主に、流動負債の前受金が284,642千円、預り金が158,754千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ141,641千円減少の6,842,111千円となりました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益の計上により254,738千円増加した一方で、剰余金の配当により301,498千円減少したこと、また、自己株式を99,968千円取得したことによるものであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(財務政策)

当社グループが営む家賃債務保証事業における資金需要の主なものは、代位弁済請求に対応する運転資金、販売費及び一般管理費等の営業活動費用及び設備資金であります。

これらの資金需要に対し、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。また、運転資金、営業活動費用及び設備資金は主に自己資金で賄っております。

今後の資本的支出の内容は、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却の計画」に記載のとおりであります。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

e. 主要な経営指標の状況

当社グループの経営成績に影響を与える主要な経営指標として代理店社数及び保有契約件数があり、その増加を図ってきた結果、継続保証料が増加しております。それぞれの経営指標に対する当社グループの取組み及び初回保証料・継続保証料を含む経営指標の推移は以下のとおりとなっております。

(新規代理店獲得社数及び代理店社数)

当社グループは連帯保証を求める不動産管理会社等のニーズに応え新規代理店を増やしてまいりました。近年の傾向として、連帯保証を依頼する保証人がいない入居希望者や、連帯保証を第三者に依頼したくない入居希望者、保証人による連帯保証のみでは不安に感じる賃貸人や不動産管理会社等が増加していること、また、2020年4月の民法改正等の影響により、家賃債務保証に対するニーズは高まっていると考えております。こうした状況を踏まえ、当社グループは、新規契約の拡大を図るべく未提携不動産管理会社等に対する代理店契約締結に向けたアプローチを継続しており、最近3年間の新規代理店獲得社数及び代理店社数の推移は以下のとおり推移しております。

(単位：社)

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
新規代理店獲得社数	956	940	1,008
代理店社数合計	9,942	10,882	11,890

(新規契約申込件数及び保有契約件数)

当社グループは、代理店社数の増加に取組むとともに既存不動産管理会社等に対する利用促進のための提案等を継続し、賃貸人や不動産管理会社等のニーズに沿った商品・サービスを提供することにより、保有契約件数の増加を図っています。この取組みの結果、新規契約申込件数及び保有契約件数の最近3年間の推移は、以下のとおり推移しております。

(単位：件)

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
新規契約申込件数	186,296	148,173	165,265
保有契約件数	562,052	566,199	586,476

(初回保証料及び継続保証料)

当社グループは、初回保証料に加え継続保証料も受領するストック型ビジネスであることを特徴としており、これら初回保証料及び継続保証料を増加させていくため、代理店数の増加、保有契約件数の増加を図っております。その結果、最近3年間の初回保証料及び継続保証料は、以下のとおり推移しております。

(単位：千円)

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
初回保証料	5,537,854	5,292,199	4,996,338
継続保証料	4,669,501	4,996,278	5,237,749

f. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因についての詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年9月8日開催の取締役会において、連結子会社であるAlong with株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年10月31日付で吸収合併いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、家賃保証の審査時に統計的な分析、学習を「AI」を利用することで、審査基準の最適化を図る研究に着手いたしました。

当連結会計年度における支出した研究開発費の総額は18,400千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は228,325千円であります。その主なものは、新保証管理システム（87,832千円）及び新保証事務ツール（24,136千円）であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物附属設備	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	統括業務施設 営業施設	11,040	139,792	25,154	175,987	167 (64)
札幌支店他10ヶ所	営業施設	9,326	-	1,282	10,608	118 (6)

- (注) 1. 従業員数の()は、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)の年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他は、工具、器具及び備品24,358千円、リース資産2,079千円であります。
3. 帳簿価額にはソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。
6. 建物は全て賃借しており、年間賃借料は280,004千円であります。

(2) 国内子会社

重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出 会社	本社 (東京都新宿区)	新基幹システム	1,197,169	1,026,000	自己資金	2017年 1月	2023年 8月	(注) 1

- (注) 1. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年4月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,300,100	11,300,100	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	11,300,100	11,300,100	-	-

(注) 1. 発行済株式のうち50,100株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(54,299千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものであります。

2. 当社は東京証券取引所市場第一部に上場していましたが、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は東京証券取引所プライム市場となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
決議年月日	2013年10月30日	2013年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 2	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	2,368	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 473,600(注)1、5	普通株式 40,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、5	250(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2014年5月1日 至 2029年4月30日	自 2015年10月31日 至 2023年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 253(注)5 資本組入額 127(注)5	発行価格 250(注)5 資本組入額 125(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額(既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。)を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。)の取締役または執行役員(これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。)の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

- a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合
- b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合 新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注）3及び（注）4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

- 5 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
決議年月日	2019年12月18日	2020年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 3	当社取締役 2 当社執行役員 1
新株予約権の数(個)	5,474	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 547,400(注)1	普通株式 600,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,407(注)2	1,055(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年1月8日 至 2030年1月7日	自 2020年8月11日 至 2030年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,408 資本組入額 704	発行価格 1,056 資本組入額 528
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 株式の数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- a 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- b 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- c 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- d その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)3及び(注)4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年8月1日 (注)1	5,420,000	10,840,000	-	1,532,221	-	1,532,221
2018年12月26日 (注)2	136,000	10,976,000	17,059	1,549,280	17,059	1,549,280
2019年2月1日～ 2020年1月31日 (注)2	96,000	11,072,000	12,000	1,561,280	12,000	1,561,280
2020年2月1日～ 2021年1月31日 (注)2	10,700	11,082,700	5,772	1,567,053	5,772	1,567,053
2021年2月1日～ 2022年1月31日 (注)2	120,000	11,202,700	15,089	1,582,142	15,089	1,582,142
2022年2月1日～ 2023年1月31日 (注)2	97,400	11,300,100	13,045	1,595,188	13,045	1,595,188

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	18	103	27	44	15,095	15,297	-
所有株式数 (単元)	-	16,728	3,314	31,601	4,491	98	56,683	112,915	8,600
所有株式数の 割合(%)	-	14.81	2.93	27.99	3.98	0.09	50.20	100.00	-

(注)1. 「所有株式数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 自己株式1,294,746株は、「個人その他」に12,947単元、「単元未満株式の状況」に46株含めております。

(6) 【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,391,950	13.91
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号	1,120,200	11.20
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	852,000	8.52
宮地 正剛	東京都港区	730,300	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	513,800	5.14
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	410,200	4.10
CREDIT SUISSE AG (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 RAFFLES LINK 05-02 SINGAPORE 039393 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	194,900	1.95
住友不動産株式会社	東京都西新宿二丁目4番1号	123,800	1.24
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	120,000	1.20
Casa従業員持株会	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	103,400	1.03
計	-	5,560,550	55.58

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,294,746株あります。
2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 前事業年度末において主要株主でなかったリコーリース株式会社は、当事業年度末では主要株主となっております。
4. 2022年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が2022年3月15日現在で次の株式を所有している旨が記載されているものの、三井住友信託銀行株式会社を除き、当社として2023年1月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	120,000	1.07
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	206,000	1.84
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	954,000	8.52

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,294,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,996,800	99,968	-
単元未満株式	普通株式 8,600	-	-
発行済株式総数	11,300,100	-	-
総株主の議決権	-	99,968	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Casa	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	1,294,700	-	1,294,700	11.46
計	-	1,294,700	-	1,294,700	11.46

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年3月10日)での決議状況 (取得期間 2022年3月11日~2022年4月10日)	130,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	125,600	99,968
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,400	31
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	3.4	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	3.4	0.0

(注)取得期間、取得自己株式数は、約定ベースで記載しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	26,200	-
当期間における取得自己株式	-	-

- (注)1.当社の役員に対し譲渡制限付株式として付与した普通株式の一部を無償取得したものであります。
2.当期間における取得自己株式には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分)	9,800	8,075	-	-
保有自己株式数	1,294,746	-	1,294,746	-

- (注)1.当期間における保有自己株式数には、2023年4月1日から有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式は含まれておりません。
2.当事業年度におけるその他(譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分)は、2022年6月9日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会でありませ

す。
当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき30円00銭の配当を実施することといたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、賃借人・不動産管理会社等・賃貸人などの当社のユーザーにとってより有益なサービスを提供するための事業基盤強化と整備や、マーケットやターゲットの変化に対応するための新たな事業展開への投資等の財源として利用してまいりたいと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画を考慮したうえで、上記の基本方針に基づき、株主への利益還元に積極的に取り組んでまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年4月27日 定時株主総会決議	300,160	30.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業理念」を経営における普遍的な考え方として定め、企業活動の拠りどころとしております。企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。

<企業理念>

Casaは、人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現します。

企業理念の考え方について、社内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を企業理念に基づき定め、当社の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

私たちはお客様の信頼を大切にし、常に誠実に行動します。

私たちは探究心を忘れることなく成長し、自ら主役となり夢を実現します。

私たちは社員一人ひとりを尊重し、いきいきとした職場をつくります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であります。取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役5名で構成されております。

また、当社は、業務遂行における権限を委譲し、意思決定の迅速化を推進するため、執行役員制度を採用しております。

監査役会は、3名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されております。各監査役は高い専門的見地から取締役会、経営会議等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行の適法性について厳正な意見を述べております。また、会計監査人と会計監査の適正性に関し適宜意見交換を行っております。

当社の設置する機関の概要は次のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役5名（うち2名は社外取締役）により構成されております。原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、業務執行の状況の報告を受けるとともに、経営に関する重要事項についての意思決定、業務執行の監督を行っております。また、取締役会には監査役3名（うち2名は社外監査役）が出席し、必要に応じて意見を述べております。

議長：代表取締役社長 宮地正剛

構成員：取締役 松本豊、取締役 鹿島一郎、社外取締役 打込愛一郎、社外取締役 嶋田一弘

<指名・報酬委員会>

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、必要に応じ随時開催することとしており、主に取締役の選任および解任、代表取締役の選定および解職、取締役の報酬等に関し、取締役会の諮問に応じて審議し答申を行います。ただし、取締役の個人別の報酬の額については、取締役会から委任を受け、指名・報酬委員会が決定いたします。

指名・報酬委員会は、取締役会が選任した3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役が務めるものとし、取締役会が選任いたします。

委員長：社外取締役 打込愛一郎

構成員：社外取締役 嶋田一弘、代表取締役 宮地正剛

<監査役会>

当社の監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）により構成されており、常勤監査役は1名であります。原則として、毎月1回開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。

議長：常勤監査役 海老澤嘉

構成員：社外監査役 宮崎良一、社外監査役 廣田聡

<経営会議>

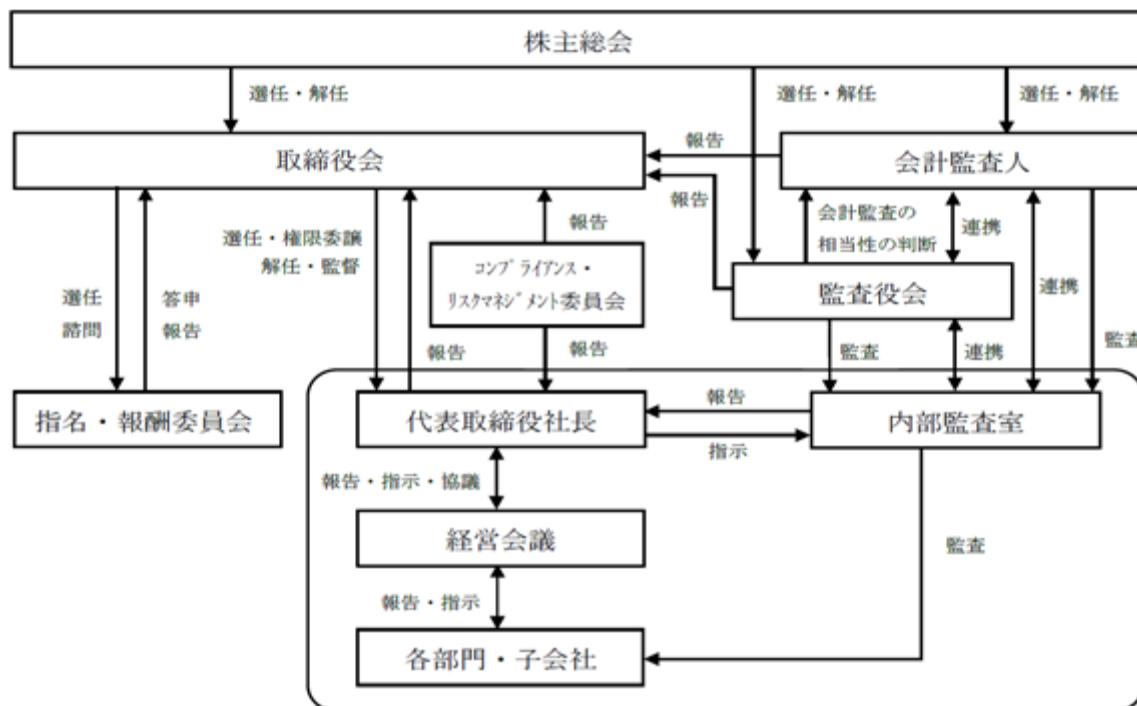
経営会議は、取締役、執行役員、部長及び次長により構成されております。原則として毎月2回開催しております。また、必要に応じ議案に関係ある者が出席しております。経営会議は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の協議を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

議長：代表取締役社長 宮地正剛

構成員：取締役 松本豊、取締役 鹿島一郎、社外取締役 打込愛一郎、社外取締役 嶋田一弘、
執行役員 山本佳紀、IT戦略部次長 木次雅彦、同 黄嵩、営業部次長 山内佑介、
顧客管理部次長 金田徹、東日本ブロック長 國光猛、西日本ブロック長 三好良史

[コーポレート・ガバナンス体制図]

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役会の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
- ・法令違反またはコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害または障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
- ・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
- ・『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
- ・取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮命令権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ・内部監査、内部通報及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
- ・取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
- ・監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
- ・会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ・監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理

当社グループは、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、不測のリスクを出来る限り事前に回避する対応をとっております。

コンプライアンス体制

当社グループでは、コンプライアンス基本規程を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に取締役会によりコンプライアンスオフィサーを選任しております。コンプライアンス

オフィサーは、全社コンプライアンス方針、再発防止対応及び個別事案の処理並びに再発防止のため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を主催しております。特に、業務事故報告体制の強化に努め、事故発生時の即時報告、機動的な初期対応、事後における事故原因の究明と再発防止策の策定について一連の仕組みを整備導入しております。また、コンプライアンス違反に対する通報システムとして、『ホットライン規程』を制定し、社内及び外部の弁護士事務所を通報窓口とする通報制度を設けております。

情報セキュリティ体制及び個人情報保護体制

当社グループでは、個人情報保護に関する責任者を選任し、プライバシーマークの取得などを通じて個人情報漏えい防止の体制を整備しており、万が一漏えいした場合にも迅速な対応を可能とする体制を構築しております。また、個人情報保護体制の中で、情報機器の取扱等を含む情報セキュリティ全般について規程等を整備し、対応を図っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外監査役と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、会計監査人と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

h. 監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

i. 会計監査人の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j . 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、当社の取締役及び監査役並びに当社連結子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

k . 中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

l . 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、自己株式を取締役会の決議で取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	宮地 正剛	1972年3月14日生	2004年4月 ㈱リプラス入社 2008年10月 レントゴー保証㈱(旧㈱Casa) 代表取締役社長 2009年2月 ㈱HDA代表取締役 2009年3月 日本保証システム㈱代表取締役 2009年10月 ㈱ティーンシップ代表取締役 2009年11月 賃貸保証機構(現 全国保 証機構)代表理事 2014年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	730,300
取締役 営業部長	松本 豊	1969年4月9日生	1991年4月 藤和不動産㈱入社 1997年1月 ㈱ナイキジャパン入社 2014年6月 ㈱ニューバランスジャパンシニ アマネージャ-入社 2018年12月 当社執行役員営業部担当部長 2019年4月 当社取締役営業部長(現任)	(注)3	3,200
取締役 顧客管理部長	鹿島 一郎	1974年5月22日生	1999年4月 サンクス㈱入社 2005年4月 ㈱ワイド入社 2007年6月 ㈱リプラス入社 2008年10月 レントゴー保証㈱(旧㈱Casa) 入社 2019年6月 当社執行役員顧客管理部長 2022年4月 当社取締役顧客管理部長(現任)	(注)3	11,300
取締役	打込 愛一郎	1952年4月14日生	1976年4月 ㈱三菱銀行(現 ㈱三菱UFJ銀 行)入行 2006年2月 リコーリース㈱専務執行役員 2006年6月 同社取締役専務執行役員 2014年4月 同社取締役副社長執行役員 2014年6月 アウロラ債権回収㈱取締役 2015年6月 ㈱アイネス常勤監査役 2016年7月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	嶋田 一弘	1945年4月23日生	1964年4月 日本銀行入行 1983年8月 アコム㈱入社 2006年6月 同社専務取締役 2008年12月 ㈱日本信用情報機構 代表取締役 社長 2015年6月 同社顧問 2017年4月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	海老澤 嘉	1958年11月5日生	1981年4月 日本橋倉庫(株)(現 アジア開発 キャピタル(株))入社 2007年11月 (株)コージツ入社 2012年10月 当社内部監査室室長入社 2018年6月 当社執行役員内部監査室室長 2019年4月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	400
監査役	宮崎 良一	1983年1月23日生	2006年12月 監査法人トーマツ(現 有限責 任監査法人トーマツ)入所 2010年9月 公認会計士登録 2011年10月 プリッジコンサルティンググ ループ(株)代表取締役(現任) 2011年11月 税理士登録 2011年11月 税理士法人Bridge 代表社員 2016年1月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	廣田 聡	1977年7月8日生	2002年10月 三井安田法律事務所(現 三井 法律事務所)入所 2008年8月 Haynes and Boone LLP入所 2015年4月 H C A 法律事務所開所 代表弁護士(現任) 2015年9月 (株)ウイルプラスホールディング ス社外取締役(現任) 2016年5月 (株)Psychic VR Lab 社外監査役(現任) 2017年5月 (株)ロコンド社外取締役(監査等 委員)(現任) 2018年4月 当社補欠監査役 2018年8月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計					745,200

- (注) 1. 取締役打込愛一郎及び嶋田一弘は、社外取締役であります。
2. 監査役宮崎良一及び廣田聡は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年1月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年1月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。提出日現在における執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 業務管理部長 山本佳紀

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役打込愛一郎氏は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役嶋田一弘氏は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役宮崎良一氏は公認会計士であり、当社との人的関係、資本的关系はありませんが、当社の内部統制構築にかかわる業務委託先であったブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。

社外監査役廣田聡氏は弁護士であり、当社との人的関係、資本的关系はありませんが、当社の法律相談等にかかわる業務委託先であったHCA法律事務所の代表弁護士であります。

社外取締役は、取締役5名のうち2名を社外取締役とし取締役会において経営陣から独立した立場で必要な情報収集を行い、豊富な経験や知識を生かして適宜質問を行い、意見交換を行うなど、連携を図っております。

社外監査役は、監査役制度の充実・強化を図って監査役3名のうち、2名が社外監査役として経営監視にあたり、取締役会や監査役会において豊富な知識、経験、専門的見地からの報告や発言を適宜行っております。また、監査役監査においては、その独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報収集や意見交換を積極的に行っております。

なお、当社は取締役・監査役の選定基準及び社外取締役・社外監査役の当社からの独立性に関する基準を東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として定めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a . 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役2名)で構成されております。非常勤監査役宮崎良一氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な経験を有しております。非常勤監査役廣田聡氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な知識を有しております。

常勤監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社グループの経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。

b . 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役 職	氏 名	開催日数	出席回数(出席率)
常勤監査役	海老澤 嘉	12回	12回(100%)
監査役(社外)	宮崎 良一	12回	12回(100%)
監査役(社外)	廣田 聡	12回	12回(100%)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び会計監査人と意思疎通を図り、必要に応じて説明を求める等、適正な監査の環境整備に努めております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の検討、監査意見の形成、株主総会議案の内容検討、会計監査人の選任等に関する決定、会計監査人の監査報酬額の同意が挙げられます。

常勤監査役は、常勤者としての業務分担に従って、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議への出席、決裁書類の確認を実施することで、経営全般について把握するよう努めるとともに、部門長及び内部監査担当者と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役社長直轄として独立した内部監査部署(人員2名)により、内部監査規程に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

あかり監査法人

b . 継続監査期間

3年間

c . 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 中田 啓

指定社員 業務執行社員 進藤 雄士

d . 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査実施体制、監査報酬の妥当性を有していることに加え、当社グループの事業への理解度等を総合的に勘案の上、選定しております。

あかり監査法人は、上記選定方針に基づき適任であると判断して選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び「e. 監査法人の選定方針と理由」記載の選定方針に基づき、監査法人に対して評価を行っております。評価の結果、あかり監査法人は、適正な監査を遂行しているものと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,000	-	30,570	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33,000	-	30,570	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社の規模及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、あかり監査法人が策定した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もり等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断した為であります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長および企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬限度額は、2013年12月18日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。なお、別枠で、2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議されており、当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を取締役会が決定しております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2013年12月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議され、当該限度内で監査役会の協議により決定しております。当該株主総会決議に係る対象監査役の員数は2名です。

取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり定めております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長および企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額を決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定するものとする。原則として年俸制とし、12等分した額を毎月支給する。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限付株式は、取締役会で当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を決議する。

d. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、世間水準、当社の経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については役員規程および指名・報酬委員会規程に基づき指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	137,904	124,876	13,028	4
監査役 (社外監査役を除く。)	9,600	9,600	-	1
社外取締役	13,800	13,800	-	2
社外監査役	7,200	7,200	-	2

(注) 上記には、2022年9月8日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

金額に重要性がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、業務提携、各種取引関係の維持・強化及び事業活動の関係などを総合的に勘案し、関係強化が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に、上場株式を政策的に保有します。

これらの株式は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として保有しており、純投資目的である投資株式に該当する株式については保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有目的の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な取引関係の維持・強化の観点から、企業価値向上に資すると判断される場合に、取引先の株式を保有しております。保有株式については、保有目的、取引の状況、リスク等を総合的に勘案し、取締役会において保有の適否を検証しております。なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断した場合には、市場の動向、売却の影響等を慎重に検討し、売却を進める方針としております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	90,700
非上場株式以外の株式	2	381,947

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	90,700	新たな出資によるもの
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
ジャパンベストレス キューシステム株式 会社	346,900	346,900	取引関係の維持・強化のため に株式を保有してあります。	有
	284,111	301,109		
住友不動産株式会社	31,000	31,000	取引関係の維持・強化のため に株式を保有してあります。	有
	97,836	109,740		

(注) 定量的な保有効果については、取引関係を考慮して記載いたしません。保有の合理性は、上記aの方法に基づいて検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の財務諸表について、あかり監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や印刷会社の主催するセミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,416,174	2,889,327
売掛金	1,275,383	1,307,258
求償債権	3,909,847	3,996,187
未収入金	676,420	789,759
その他	156,469	157,878
貸倒引当金	2,825,813	2,805,045
流動資産合計	5,608,483	6,335,366
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	89,527	89,527
減価償却累計額	64,653	69,161
建物及び構築物(純額)	24,874	20,366
リース資産	6,930	6,930
減価償却累計額	3,465	4,851
リース資産(純額)	3,465	2,079
その他	140,908	143,297
減価償却累計額	101,849	118,939
その他(純額)	39,059	24,358
有形固定資産合計	67,398	46,803
無形固定資産		
のれん	3,179,643	2,793,610
ソフトウェア	136,771	139,792
ソフトウェア仮勘定	725,111	881,140
その他	5,441	4,546
無形固定資産合計	4,046,966	3,819,090
投資その他の資産		
投資有価証券	584,167	472,647
長期貸付金	240	-
繰延税金資産	2,408,009	2,352,722
その他	191,627	198,715
投資その他の資産合計	3,184,044	3,024,084
固定資産合計	7,298,409	6,889,978
資産合計	12,906,892	13,225,345

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	12,000	12,000
リース債務	1,524	1,143
未払法人税等	85,877	78,849
前受金	4,466,657	4,751,299
預り金	722,962	881,716
賞与引当金	130,095	84,216
債務保証損失引当金	122,708	145,843
その他	334,027	394,021
流動負債合計	5,875,851	6,349,089
固定負債		
長期借入金	45,000	33,000
リース債務	2,286	1,143
固定負債合計	47,286	34,143
負債合計	5,923,138	6,383,233
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,582,142	1,595,188
資本剰余金	1,582,142	1,595,188
利益剰余金	5,200,798	5,151,000
自己株式	1,350,347	1,439,203
株主資本合計	7,014,736	6,902,173
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	33,483	62,385
その他の包括利益累計額合計	33,483	62,385
新株予約権	2,500	2,324
純資産合計	6,983,753	6,842,111
負債純資産合計	12,906,892	13,225,345

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
売上高	10,340,983	10,286,065
売上原価	4,333,864	4,439,413
売上総利益	6,007,119	5,846,652
販売費及び一般管理費	2,349,970,008	2,350,061,045
営業利益	1,037,111	785,606
営業外収益		
受取利息	152	67
受取配当金	7,230	7,701
償却債権取立益	69,385	86,754
補助金収入	3,300	4,033
その他	36,263	21,711
営業外収益合計	116,331	120,269
営業外費用		
支払利息	120	426
支払手数料	2,999	2,749
特別調査費用	4,512	-
株式報酬費用消滅損	-	7,512
営業外費用合計	7,633	10,689
経常利益	1,145,809	895,186
特別利益		
新株予約権戻入益	-	56
特別利益合計	-	56
特別損失		
減損損失	431,312	4125,542
投資有価証券評価損	-	173,318
特別損失合計	31,312	298,860
税金等調整前当期純利益	1,114,497	596,381
法人税、住民税及び事業税	458,500	286,356
法人税等調整額	8,517	55,286
法人税等合計	467,017	341,643
当期純利益	647,479	254,738
親会社株主に帰属する当期純利益	647,479	254,738

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
当期純利益	647,479	254,738
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,465	28,902
その他の包括利益合計	1,465	28,902
包括利益	646,013	225,836
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	646,013	225,836

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,567,053	1,567,053	4,857,376	1,150,415	6,841,068
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	15,089	15,089			30,178
剰余金の配当			304,057		304,057
親会社株主に帰属する当期純利益			647,479		647,479
自己株式の取得				199,932	199,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,089	15,089	343,421	199,932	173,667
当期末残高	1,582,142	1,582,142	5,200,798	1,350,347	7,014,736

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	32,017	32,017	2,679	6,811,730
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				30,178
剰余金の配当				304,057
親会社株主に帰属する当期純利益				647,479
自己株式の取得				199,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,465	1,465	178	1,644
当期変動額合計	1,465	1,465	178	172,023
当期末残高	33,483	33,483	2,500	6,983,753

当連結会計年度（自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,582,142	1,582,142	5,200,798	1,350,347	7,014,736
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	13,045	13,045			26,090
剰余金の配当			301,498		301,498
親会社株主に帰属する当期純利益			254,738		254,738
自己株式の取得				99,968	99,968
自己株式の処分			3,038	11,113	8,075
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,045	13,045	49,798	88,855	112,563
当期末残高	1,595,188	1,595,188	5,151,000	1,439,203	6,902,173

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	33,483	33,483	2,500	6,983,753
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				26,090
剰余金の配当				301,498
親会社株主に帰属する当期純利益				254,738
自己株式の取得				99,968
自己株式の処分				8,075
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,902	28,902	176	29,078
当期変動額合計	28,902	28,902	176	141,641
当期末残高	62,385	62,385	2,324	6,842,111

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,114,497	596,381
減価償却費	70,309	70,267
減損損失	31,312	125,542
のれん償却額	268,434	274,967
賞与引当金の増減額(は減少)	3,490	45,879
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	12,687	23,134
貸倒引当金の増減額(は減少)	330,428	20,767
投資有価証券評価損益(は益)	-	173,318
受取利息及び受取配当金	7,382	7,768
支払利息	120	426
売上債権の増減額(は増加)	14,129	31,874
求償債権の増減額(は増加)	18,124	86,339
未収入金の増減額(は増加)	107,552	114,338
前受金の増減額(は減少)	284,987	284,642
その他	40,821	210,436
小計	1,584,260	1,452,149
利息及び配当金の受取額	6,192	6,583
利息の支払額	156	418
法人税等の支払額	861,532	293,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	728,763	1,165,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28,339	1,297
無形固定資産の取得による支出	423,708	201,150
投資有価証券の取得による支出	487,704	90,700
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 69,114	-
その他	862	7,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,009,728	300,710
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,000	12,000
リース債務の返済による支出	1,720	1,524
新株予約権の行使による株式の発行による収入	30,000	25,969
自己株式の取得による支出	200,432	100,218
配当金の支払額	302,738	301,112
その他	2,499	2,499
財務活動によるキャッシュ・フロー	480,392	391,386
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	761,356	473,153
現金及び現金同等物の期首残高	3,177,530	2,416,174
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,416,174	1 2,889,327

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社COMPASS

Along with株式会社は、2022年10月31日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

その他 3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業である家賃債務保証事業における主な収益は初回保証料及び継続保証料であり、保証委託契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税は発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

(求償債権に対する貸倒引当金の計上)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	2,825,813	2,805,045
(うち、求償債権に対する貸倒引当金)	(2,632,181)	(2,607,750)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権について、過去3年間における回収実績割合を基礎とした貸倒実績率により貸倒引当金を計上しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。なお、求償債権の平均回収期間は長期であるため、経営環境の変化が貸倒実績率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響及び1株当たり情報に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、その収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。当社グループの業績に与える影響は限定的であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況次第では翌連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

賃料保証による保証債務(家賃の2ヶ月分相当額)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
賃料保証による保証債務相当額	89,097,443千円	93,776,863千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	4,000,000千円	4,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	4,000,000千円	4,000,000千円

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
給料及び手当	1,284,034千円	1,291,238千円
賞与引当金繰入額	130,095	83,486
のれん償却額	268,434	274,967
業務委託費	432,018	513,989
租税公課	501,260	514,311

3. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
	13,000千円	18,400千円

4 減損損失

前連結会計年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
本社（東京都新宿区）	事業用資産	ソフトウェア	21,072千円
		ソフトウェア仮勘定	10,240千円
合計			31,312千円

当社グループは、原則として継続的に収支の管理を行っている管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、運営方針を改めたことに伴い将来の利用見込みがないと判断したソフトウェア・ソフトウェア仮勘定について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
連結子会社（東京都新宿区）	事業用資産	ソフトウェア	953千円
本社（東京都新宿区）	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	13,523千円
-	-	のれん	111,065千円
合計			125,542千円

当社グループは、原則として継続的に収支の管理を行っている管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、運営方針を改めたことに伴い将来の利用見込みがないと判断したソフトウェア・ソフトウェア仮勘定について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。また、Along with株式会社に係るのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）	当連結会計年度 （自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,465千円	28,902千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,465	28,902
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	1,465	28,902
その他の包括利益合計	1,465	28,902

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	11,082,700	120,000	-	11,202,700
合計	11,082,700	120,000	-	11,202,700
自己株式				
普通株式(注)2	947,446	205,300	-	1,152,746
合計	947,446	205,300	-	1,152,746

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加120,000株は、ストック・オプション行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加205,300株は、自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,500

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月22日 定時株主総会	普通株式	304,057	30円00銭	2021年1月31日	2021年4月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	301,498	利益剰余金	30円00銭	2022年1月31日	2022年4月28日

当連結会計年度（自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式(注) 1	11,202,700	97,400	-	11,300,100
合計	11,202,700	97,400	-	11,300,100
自己株式				
普通株式(注) 2、3	1,152,746	151,800	9,800	1,294,746
合計	1,152,746	151,800	9,800	1,294,746

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加97,400株は、ストック・オプション行使による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の増加151,800株は、自己株式の取得による増加125,600株及び役員に対して譲渡制限付株式として付与した普通株式の一部を無償取得したことによる増加26,200株であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少9,800株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,324

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 4月27日 定時株主総会	普通株式	301,498	30円00銭	2022年 1月31日	2022年 4月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額	基準日	効力発生日
2023年 4月27日 定時株主総会	普通株式	300,160	利益剰余金	30円00銭	2023年 1月31日	2023年 4月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金勘定	2,416,174千円	2,889,327千円
現金及び現金同等物	2,416,174	2,889,327

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

株式の取得により新たにAlong with株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。なお、株式の取得価額につきましては、当事者間の守秘義務により非開示としております。

流動資産	9,045千円
固定資産	630
のれん	130,665
資産合計	140,340
流動負債	17,864
固定負債	48,000
負債合計	65,864

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバ及びコンピュータ端末機(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を主に自己資金で賄っております。なお、投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、不動産管理会社、集金代行会社及び賃借人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引履歴を蓄積し、独自の審査システムを構築することで、信用リスクの定量的な把握・管理を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び資本提携を目的とした株式であり、市場価格のない株式等以外のものについては市場価格の変動リスクに、市場価格のない株式等については投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に市場価格や投資先の財務諸表等を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限の到来するものであります。預り金は、主として賃借人からの家賃の一時預り金であります。長期借入金は運転資金として金融機関から調達したものであります。これらは、流動性リスクに晒されており、当該リスクは、各部門からの報告等に基づき、支払に係る情報を把握し、財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、現金及び預金残高を勘案して管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 求償債権	3,909,847		
貸倒引当金(*3)	2,632,181		
	1,277,666	1,277,666	-
(2) 投資有価証券	410,849	410,849	-
資産計	1,685,515	1,685,515	-
(1) 長期借入金(*4)	57,000	57,000	-
負債計	57,000	57,000	-

(*1)「現金及び預金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」及び「未収入金」については、短期間で決済されるものであり、回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似すると判断していることから、記載を省略しております。

(*2)以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	173,318

(*3)求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2023年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 求償債権	3,996,187		
貸倒引当金(*3)	2,607,750		
	1,388,437	1,388,437	-
(2) 投資有価証券	381,947	381,947	-
資産計	1,770,384	1,770,384	-
(1) 長期借入金(*4)	45,000	45,000	-
負債計	45,000	45,000	-

(*1)「現金及び預金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」及び「未収入金」については、短期間で決済されるものであり、回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似すると判断していることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	90,700

当連結会計年度において、非上場株式について173,318千円の減損処理を行っております。

(*3)求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,416,174	-	-	-
売掛金	1,275,383	-	-	-
未収入金	676,420	-	-	-
合計	4,367,979	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,889,327	-	-	-
売掛金	1,307,258	-	-	-
未収入金	789,759	-	-	-
合計	4,986,345	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	12,000	12,000	12,000	12,000	9,000
合計	12,000	12,000	12,000	12,000	9,000

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	12,000	12,000	12,000	9,000	-
合計	12,000	12,000	12,000	9,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	381,947	-	-	381,947
資産計	381,947	-	-	381,947

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	-	-	1,388,437	1,388,437
資産計	-	-	1,388,437	1,388,437
長期借入金	-	45,000	-	45,000
負債計	-	45,000	-	45,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

求償債権

求償債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	410,849	444,332	33,483
合計		410,849	444,332	33,483

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額173,318千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	381,947	444,332	62,385
合計		381,947	444,332	62,385

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額90,700千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

その他有価証券(非上場株式)について173,318千円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る当初の資産計上額、費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	15,408	13,028

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	-	56

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 2名 当社執行役員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)2	普通株式 624,000株 (注)3	普通株式 136,000株 (注)3
付与日	2013年10月31日	2013年10月31日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年5月1日から 2029年4月30日まで	2015年10月31日から 2023年10月29日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 2名 当社執行役員 3名	当社取締役 2名 当社執行役員 1名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)2	普通株式 549,500株	普通株式 666,000株
付与日	2020年1月8日	2020年8月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで

(注)1. 付与対象者の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 2017年9月12日付株式分割(1株につき100株)及び2018年8月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	521,600	88,000	548,800	656,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	48,000	48,000	1,400	-
失効	-	-	-	56,000
未行使残	473,600	40,000	547,400	600,000

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	250 (注)	250 (注)	1,407	1,055
行使時平均株価（円）	873	863	747	-
付与日における公正な評価単価（円）	2.49 (注)	- (注)	1.00	1.00

(注) 2017年9月12日付株式分割（1株につき100株）及び2018年8月1日付株式分割（1株につき2株）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	22,960千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	29,424千円

7. 譲渡制限付株式報酬の内容

	第1回譲渡制限付株式報酬	第2回譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数(注)	当社取締役 3名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 40,300株	普通株式 9,800株
付与日	2020年6月4日	2022年6月9日
譲渡制限期間	2020年6月4日から 2023年6月3日まで	2022年6月9日から 2025年6月8日まで
解除条件	<p>対象役員が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、給付期日の属する事業年度経過後三月を超えた日以降2023年6月3日までの間に当社の取締役を正当と認める理由により又は死亡により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する割当株式に係る譲渡制限を解除する。</p>	<p>対象役員が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、任期満了若しくは定年その他当社取締役会が正当と認める理由又は死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、2022年5月から割当対象者が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとする。</p>
付与日における公正な評価単価	1,147円	824円

(注) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	865,264千円	858,905千円
未払事業税	8,656	9,909
前受金	1,290,848	1,271,496
賞与引当金	39,835	25,786
債務保証損失引当金	37,573	44,657
投資有価証券評価損	29,578	82,649
その他有価証券評価差額金	10,252	19,102
税務上の繰越欠損金	37,002	10,141
その他	232,614	186,388
繰延税金資産小計	2,551,626	2,509,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	37,002	10,141
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	106,614	146,173
評価性引当額小計	143,616	156,314
繰延税金資産合計	2,408,009	2,352,722

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.9
住民税均等割	1.2	2.3
評価性引当額の増減	2.1	2.3
のれん償却額	7.4	19.8
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	57.3

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(当社による連結子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 Along with株式会社

事業の内容 お部屋探しアプリ「yesman」の開発、運営

(2) 企業結合日

2022年10月31日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、Along with株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社Casa

(5) その他取引の概要に関する事項

Along with株式会社は、当社グループのオンライン仲介事業として、また、家賃債務保証事業における代理店の業務削減及び集客強化等による協業関係の強化を企図して 2021年9月に連結子会社化いたしました。

この度、当社が営む自主管理家主向けの仲介部門と経営資源を統合することで、事業運営及び業務の効率化を図ることが最善であると判断し、当社に吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主な収益である初回保証料及び継続保証料は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等に従って売上を計上しているため、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用していません。

その他の売上については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の対象となる収益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	売上計上に際して適用される会計基準
初回保証料	4,996,338千円	「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等
継続保証料	5,237,749	
その他	51,977	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等
外部顧客への売上高	10,286,065	-

	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
顧客との契約から生じる収益	51,977千円
初回保証料及び継続保証料	10,234,087
外部顧客への売上高	10,286,065

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等
前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	リコーリース株式会社	東京都千代田区	7,896	リース&ファイナンス事業 サービス事業 インベストメント事業	被所有 直接 13.92	収納代行サービス等の利用	収納代行サービス等の利用 (注)1	76,986	未収入金 未払金	699,196 23,574

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針

収納代行サービス等の利用については、一般的な取引条件を参考に、両者協議の上、サービスの利用料として妥当な価格により決定しております。

2. リコーリース株式会社は、2022年10月21日に当社の主要株主となり、関連当事者に該当することとなりました。上記取引金額は、関連当事者に該当することとなった以降の取引金額を集計しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	宮地正剛	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接 6.31	当社代表取締役社長	新株予約権の行使 (注)	30,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

当連結会計年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	宮地正剛	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接 7.31	当社代表取締役社長	新株予約権の行使 (注)	24,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

当連結会計年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり純資産額	694円66銭	683円61銭
1株当たり当期純利益	64円90銭	25円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	61円63銭	24円57銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	647,479	254,738
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	647,479	254,738
普通株式の期中平均株式数(株)	9,976,708	9,945,938
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	530,043	423,708
(うち新株予約権(株))	(530,043)	(423,708)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権 5,488個 (普通株式 548,800株) 第5回新株予約権 6,560個 (普通株式 656,000株)	第4回新株予約権 5,474個 (普通株式 547,400株) 第5回新株予約権 6,000個 (普通株式 600,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	12,000	0.82	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,524	1,143	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	45,000	33,000	0.82	2024年~2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,286	1,143	-	2024年
合計	60,811	47,286	-	-

(注) 1. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。)の平均利率については、期末日現在の利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	12,000	12,000	9,000	-
リース債務	1,143	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,555,064	5,101,282	7,676,479	10,286,065
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	78,043	276,888	573,831	596,381
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	24,754	99,701	319,739	254,738
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	2.48	10.01	32.14	25.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	2.48	7.55	22.18	6.54

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,397,585	2,882,066
売掛金	1,275,220	1,307,133
前渡金	49,500	55,584
求償債権	3,909,847	3,996,187
前払費用	95,673	87,315
未収入金	680,541	799,902
その他	10,952	15,127
貸倒引当金	2,825,813	2,805,045
流動資産合計	5,593,508	6,338,271
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	89,527	89,527
減価償却累計額	64,653	69,161
建物附属設備(純額)	24,874	20,366
工具、器具及び備品	140,908	143,297
減価償却累計額	101,849	118,939
工具、器具及び備品(純額)	39,059	24,358
リース資産	6,930	6,930
減価償却累計額	3,465	4,851
リース資産(純額)	3,465	2,079
有形固定資産合計	67,398	46,803
無形固定資産		
のれん	3,055,511	2,793,610
商標権	5,441	4,546
ソフトウェア	135,707	139,792
ソフトウェア仮勘定	725,111	881,140
無形固定資産合計	3,921,771	3,819,090
投資その他の資産		
投資有価証券	584,167	472,647
関係会社株式	45,200	30,000
従業員に対する長期貸付金	240	-
関係会社長期貸付金	90,280	10,000
長期前払費用	1,406	1,761
繰延税金資産	2,408,009	2,352,722
その他	179,583	186,417
投資その他の資産合計	3,308,887	3,053,548
固定資産合計	7,298,058	6,919,442
資産合計	12,891,566	13,257,713

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	12,000
リース債務	1,524	1,143
未払金	298,811	361,142
未払費用	28,003	32,273
未払法人税等	85,685	78,669
前受金	4,466,657	4,751,299
預り金	722,879	878,999
賞与引当金	130,095	84,216
債務保証損失引当金	122,708	145,843
その他	4,602	2,086
流動負債合計	5,860,967	6,347,674
固定負債		
長期借入金	-	33,000
リース債務	2,286	1,143
固定負債合計	2,286	34,143
負債合計	5,863,253	6,381,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,582,142	1,595,188
資本剰余金		
資本準備金	1,582,142	1,595,188
資本剰余金合計	1,582,142	1,595,188
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,245,356	5,184,784
利益剰余金合計	5,245,356	5,184,784
自己株式	1,350,347	1,439,203
株主資本合計	7,059,294	6,935,957
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
評価・換算差額等合計	33,483	62,385
新株予約権	2,500	2,324
純資産合計	7,028,312	6,875,895
負債純資産合計	12,891,566	13,257,713

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
売上高	10,334,977	10,278,465
売上原価	4,333,864	4,454,779
売上総利益	6,001,112	5,823,685
販売費及び一般管理費	2 4,947,867	2 5,019,256
営業利益	1,053,244	804,429
営業外収益		
受取利息	328	1,006
受取配当金	7,230	7,701
受取出向料	1 14,342	1 47,022
償却債権取立益	69,385	86,754
補助金収入	3,300	4,033
その他	35,563	24,838
営業外収益合計	130,149	171,357
営業外費用		
支払利息	-	97
支払手数料	2,999	2,749
特別調査費用	4,512	-
株式報酬費用消滅損	-	7,512
営業外費用合計	7,512	10,360
経常利益	1,175,881	965,426
特別利益		
新株予約権戻入益	-	56
特別利益合計	-	56
特別損失		
減損損失	31,312	13,523
投資有価証券評価損	-	173,318
関係会社株式評価損	-	15,200
関係会社債権放棄損	-	139,280
抱合せ株式消滅差損	-	38,779
特別損失合計	31,312	380,101
税引前当期純利益	1,144,569	585,380
法人税、住民税及び事業税	458,244	286,129
法人税等調整額	8,517	55,286
法人税等合計	466,762	341,416
当期純利益	677,807	243,963

【売上原価明細書】

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)		当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
経費				
貸倒引当金繰入額	2,535,735	58.5	2,425,443	54.4
債務保証損失引当金繰入額	12,687	0.3	23,134	0.5
支払手数料	863,639	19.9	1,110,608	24.9
支払報酬	742,931	17.2	656,216	14.7
その他	204,246	4.7	239,375	5.4
売上原価	4,333,864	100.0	4,454,779	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,567,053	1,567,053	1,567,053	4,871,607	4,871,607	1,150,415	6,855,299
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	15,089	15,089	15,089				30,178
剰余金の配当				304,057	304,057		304,057
当期純利益				677,807	677,807		677,807
自己株式の取得						199,932	199,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	15,089	15,089	15,089	373,749	373,749	199,932	203,995
当期末残高	1,582,142	1,582,142	1,582,142	5,245,356	5,245,356	1,350,347	7,059,294

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	32,017	32,017	2,679	6,825,961
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				30,178
剰余金の配当				304,057
当期純利益				677,807
自己株式の取得				199,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,465	1,465	178	1,644
当期変動額合計	1,465	1,465	178	202,351
当期末残高	33,483	33,483	2,500	7,028,312

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,582,142	1,582,142	1,582,142	5,245,356	5,245,356	1,350,347	7,059,294
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	13,045	13,045	13,045				26,090
剰余金の配当				301,498	301,498		301,498
当期純利益				243,963	243,963		243,963
自己株式の取得						99,968	99,968
自己株式の処分				3,038	3,038	11,113	8,075
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	13,045	13,045	13,045	60,572	60,572	88,855	123,337
当期末残高	1,595,188	1,595,188	1,595,188	5,184,784	5,184,784	1,439,203	6,935,957

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	33,483	33,483	2,500	7,028,312
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				26,090
剰余金の配当				301,498
当期純利益				243,963
自己株式の取得				99,968
自己株式の処分				8,075
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,902	28,902	176	29,078
当期変動額合計	28,902	28,902	176	152,416
当期末残高	62,385	62,385	2,324	6,875,895

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

のれんは、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業である家賃債務保証事業における主な収益は初回保証料及び継続保証料であり、保証委託契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

(求償債権に対する貸倒引当金の計上)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	2,825,813	2,805,045
(うち、求償債権に対する貸倒引当金)	(2,632,181)	(2,607,750)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権について、過去3年間における回収実績割合を基礎とした貸倒実績率により貸倒引当金を計上しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。なお、求償債権の平均回収期間は長期であるため、経営環境の変化が貸倒実績率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響及び1株当たり情報に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、その収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況次第では翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 保証債務

(1) 賃料保証による保証債務(家賃の2ヶ月分相当額)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
賃料保証による保証債務相当額	89,097,443千円	93,776,863千円

(2) 関係会社の金融機関からの借入金に対する保証債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
Along with株式会社	57,000千円	- 千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	4,000,000千円	4,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	4,000,000千円	4,000,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
受取出向料	11,715千円	47,022千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 3 %、当事業年度 2 %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 97 %、当事業年度 98 %であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
給料及び手当	1,284,034千円	1,291,238千円
賞与引当金繰入額	130,095	83,486
法定福利費	257,331	262,747
地代家賃	284,631	286,089
のれん償却額	261,900	261,900
減価償却費	70,272	70,157
業務委託費	431,887	513,920
人材派遣費用	269,625	239,828
租税公課	500,371	514,278

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度 (2022年 1月 31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	45,200

当事業年度 (2023年 1月 31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	30,000

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 1 月31日)	当事業年度 (2023年 1 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	865,264千円	858,905千円
未払事業税	8,656	9,909
前受金	1,290,848	1,271,496
賞与引当金	39,835	25,786
債務保証損失引当金	37,573	44,657
投資有価証券評価損	29,578	82,649
その他有価証券評価差額金	10,252	19,102
その他	218,195	186,388
繰延税金資産小計	2,500,204	2,498,895
評価性引当額	92,195	146,173
繰延税金資産合計	2,408,009	2,352,722

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 1 月31日)	当事業年度 (2023年 1 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.9
住民税均等割	1.2	2.3
評価性引当額の増減	1.4	7.7
のれん償却額	7.0	13.7
関係会社債権放棄損	-	7.3
関係会社株式評価損	-	0.8
抱合せ株式消滅差損	-	2.0
合併による繰越欠損金の引継	-	6.7
その他	0.1	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8	58.3

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

(収益認識関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物附属設備	89,527	-	-	89,527	69,161	4,508	20,366
工具、器具及び備品	140,908	2,388	0	143,297	118,939	17,089	24,358
リース資産	6,930	-	-	6,930	4,851	1,386	2,079
有形固定資産計	237,366	2,388	0	239,755	192,951	22,984	46,803
無形固定資産							
のれん	5,150,719	-	-	5,150,719	2,357,108	261,900	2,793,610
商標権	8,944	-	-	8,944	4,397	894	4,546
ソフトウェア	786,043	51,258	20,304	816,998	677,205	47,173	139,792
ソフトウェア仮勘定	725,111	225,937	69,908 (13,523)	881,140	-	-	881,140
無形固定資産計	6,670,818	277,195	90,212 (13,523)	6,857,801	3,038,711	309,969	3,819,090
長期前払費用	1,406	1,159	805	1,761	-	-	1,761

(注) 1. 当期増加額の主なもの

無形固定資産

ソフトウェア仮勘定

新保証契約管理システム

87,832千円

新保証事務ツール

24,136千円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用は費用の期間配分に係るものであり、減価償却とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	2,825,813	2,425,443	2,446,211	-	2,805,045
賞与引当金	130,095	84,216	129,365	729	84,216
債務保証損失引当金	122,708	23,134	-	-	145,843

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

賞与引当金・・・洗替による戻入額

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.casa-inc.co.jp
株主に対する特典	毎年7月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対する特典として、以下の基準にてクオカードを贈呈いたします。 (1) 100株以上500株未満保有の株主 1,000円相当のクオカード (2) 500株以上1,000株未満保有の株主 2,000円相当のクオカード (3) 1,000株以上保有の株主 3,000円相当のクオカード

(注) 1. 当社株式は、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が取り扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）2022年4月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年4月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）2022年6月9日関東財務局長に提出

（第10期第2四半期）（自 2022年5月1日 至 2022年7月31日）2022年9月8日関東財務局長に提出

（第10期第3四半期）（自 2022年8月1日 至 2022年10月31日）2022年12月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年10月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2022年4月1日 至 2022年4月30日）2022年5月6日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年4月26日

株式会社Casa

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中田 啓
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 進藤 雄士
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Casaの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

求償債権に対する貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結貸借対照表において、求償債権3,996,187千円（総資産の30.2%）が計上されており、また、求償債権の貸倒損失に備えるため、貸倒引当金2,607,750千円が計上されている。</p> <p>連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、求償債権について、過去3年間における回収実績割合を基礎とした貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいている。</p> <p>経営者の重要な見積りや当該見積りに用いた仮定が、求償債権の貸倒損失の発生リスクを適切に反映していない場合には、貸倒引当金が適切に算定されないリスクが存在している。また、連結貸借対照表上において、求償債権の総資産に占める割合は高く、その貸倒引当金の見積りが連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、求償債権に対する貸倒引当金の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。</p> <p>(1) 内部統制の評価 求償債権に対する貸倒引当金の見積りに係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 貸倒引当金の見積りの評価 求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関する仮定の合理性及び算定結果の適切性を評価するため以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者及び管理部門責任者への質問、分析、関連資料の閲覧等により、経営環境、求償債権の回収方法、及び求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関するその他の重要な仮定に影響を及ぼす事項の状況変化の有無を検討した。 ・ サンプリングによる証憑突合等により、求償債権に対する貸倒引当金の算出に用いられた各種基礎データの網羅性・正確性を検証した。 ・ 再計算により、求償債権に対する貸倒引当金の算定の正確性を検証した。 ・ 求償債権に対する過去の貸倒引当金の計上額と貸倒実績額を比較し、求償債権に対する貸倒引当金の見積りの仮定が実態に即したものであることを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Casaの2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Casaが2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社Casa

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中田 啓
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 進藤 雄士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Casaの2022年2月1日から2023年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casaの2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

求償債権に対する貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、求償債権3,996,187千円（総資産の30.1%）が計上されており、また、求償債権の貸倒損失に備えるため、貸倒引当金2,607,750千円が計上されている。</p> <p>財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、求償債権について、過去3年間における回収実績割合を基礎とした貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいている。</p> <p>経営者の重要な見積りや当該見積りに用いた仮定が、求償債権の貸倒損失の発生リスクを適切に反映していない場合には、貸倒引当金が適切に算定されないリスクが存在している。また、貸借対照表上において、求償債権の総資産に占める割合は高く、その貸倒引当金の見積りが財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、求償債権に対する貸倒引当金の見積りが、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「求償債権に対する貸倒引当金の見積り」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。